

[事案 2023-146] 契約無効請求

・令和 6 年 2 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

自分の希望していた契約内容とは異なっていること等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 8 月に契約した終身保険（契約①）を、平成 30 年 6 月に組立型保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、契約①②を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 解約返戻金はしっかり出るようなものを希望する旨を募集人に伝えていた。
- (2) 「内容を変えなきゃだめだ」と募集人から電話がかかってくる、言われるがままに契約したが、説明は全く受けなかった。サインしたあとに、「今やめたら、解約返戻金っていくら出るんですか」と聞いたが、苦笑いして答えてくれなかった。
- (3) 解約返戻金がいくら出るか確認の電話をしたところ、8 万円程度しか払われないと言われた。解約返戻金がそれほど出ないのは、保障を手厚くしているからだと言うが、保障を手厚くしてほしいと望んだことは一度もない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②には解約返戻金はないが、契約①から引き継いだ責任準備金があるため、それを原資とした解約返戻金がある。
- (2) 契約②の申込みの際、申立人の意向は確認しており、契約②は契約①よりも医療保障を充実させ、更新後保険料より低い金額におさめる等、合理的な内容である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。